

# 2020年度金沢大学大学院法学研究科（修士課程）

## 学力検査問題解答例・出題意図

専攻名 法学・政治学専攻 選抜区分 外国人留学生

科目名 知的財産法

### 解答例又は出題意図

#### 出題意図

##### 1. 設問の基本的構造

###### (1) 著作物（権利の対象）の特定

本件動画は、B の脚本を演劇部のメンバーが演じ、これを A が撮影及び編集することでできあがった。

本件動画は、視覚的又は聴覚的効果を生じさせる方法で表現されているといえる。著作権法 2 条 3 項は、映画の著作物であるために、これに加え、「物に固定されている」ことを要求するため、本件におけるネットへのアップロード等がこの要件を満たすかが問題となる。この点、2 条 3 項の趣旨は、テレビの生放送のような放送と同時に消えていくようなものを保護の対象にしないというに止まり、本件のようなネット上に継続的に蔵置されいつでも利用者の求めに応じてダウンロード可能なものを排除しないと解釈すべきである。このように、本件動画は著作権法上保護の対象となる映画の著作物（法 10 条 1 項 7 号）といえる。

C が本件動画、すなわち映画の著作物を適法に利用するためには、関係する権利に対してそれぞれ適切な対応を行っておく必要がある。以下、関係する権利である著作者人格権、著作権（支分権）、著作隣接権の順で検討する。

###### (2) 権利者及び権利の特定

###### ①著作者人格権

本件では、脚本を作成した B、映画の作成を発案し、撮影・編集を行った A、脚本に基づき役柄を演じた演劇部のメンバーがそれぞれ本件動画に係る権利者として検討対象となる。

映画の著作物の著作者は、「その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、感得、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」とされる（法 16 条）。

したがって、脚本を作成した B は、脚本の著作者として独立した保護を受ける。映画の著作物としての本件動画の著作者は、16 条によれば、「全体的形成に創作的に寄与した者」であるため、本件では、（B や演劇部のメンバーが具体的に寄与したかどうかに関して明らかでなく、特別な関わりがないとすると） A になるものと考えられる。

B は脚本に対する著作者人格権（18 条～20 条）、A は本件動画である映画の著作物に対する著作者人格権をそれぞれ享有する。また、B は、脚本の二次的著作物である本件動画に B の脚本の創作性を有する部分が再生されている範囲で、これに対して人格権を有する。

さらに、本件動画では、演劇部メンバーが脚本の役柄を演じているため、実演（2 条 1 項 3 号）を行う実演家（2 条 1 項 4 号）としての人格権を享有する（89 条、90 条の 2、90 条の 3）。

###### ②著作権（支分権）

本件動画を利用するためには、権利者が有する財産権の利用に対する許諾が必要である。C の本件動画は、テレビ番組での利用が考えられているが、放送に必要な公衆送信権（23 条）、放送準備のために必要な複製のための複製権（21 条）、編集のために必要な翻案権（27 条）に対する許諾が必要となる。また、B は本件動画が二次的著作物（2 条 1 項 11 号）であるため、原著作者の権利を有している（28 条）。そのため、C は、B からも利用許諾（63 条）を得るか、各支分権の譲渡（61

条) を受ける必要がある。

さらに、C が放送後の映像利用を予定している場合、インターネット上の利用については公衆送信権(23条、送信可能化を含む。)、DVD としての利用等については頒布権(26条)への許諾(63条)もしくはその譲渡(61条)を A 及び B から得ておく必要がある。

### ③著作隣接権

実演家も著作隣接権者としての財産権を有しているため、C が予定する本件動画の利用方法に対応して、録音権・録画権(91条)、放送権等(92条)、送信可能化権(92条の2)、譲渡権(95条の2)の許諾が必要となる。

なお、放送のために必要な固定については、92条の許諾を得ている場合は 91条の許諾は原則不要である(93条)。また、92条の許諾を得た放送事業者は、その後再放送等について許諾を得ずに行うことができる(94条)。

## 2. 各問い合わせにおける考慮事項

### (1) 問い1

C による本件動画の利用のためには、上記 1(2)①で説明した人格権を行使しないという不行使特約を締結しておく必要がある。

また、財産権に関しても、上記 1(2)②、③の許諾を得るもしくは譲渡を受けておく必要がある。

### (2) 問い2

D による本件動画を原著作物とする映画制作のためには、実演家である演劇部のメンバーを除く A 及び B の著作者人格権に関する不行使特約を締結しておく必要がある。

財産権についても同様に、実演家の権利を除く A 及び B から必要な許諾を得るか権利の譲渡を受けておく必要がある。具体的には、原著作物である本件動画の範囲としての利用にあたるとされた場合に備えて、複製権(21条)、上映権(22条の2)、送信可能化権(92条の2)、頒布権(26条)の許諾、映画制作に必要な翻案権(27条)、二次的著作物に対する原著作者の権利(28条)の不行使特約もしくは、同権利の譲渡を受けておく必要がある。